

鳥取県告示第 679 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平19年8月7日から同月21日まで鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）及び米子市役所（米子市加茂町一丁目1）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成19年8月21日までに知事に意見書を提出することができる。

平成19年8月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画の種類及び名称

淀江都市計画道路1・3・2号東伯淀江線

淀江都市計画道路3・5・1号今津福岡線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 淀江都市計画道路1・3・2号東伯淀江線

変更する部分

西伯郡大山町豊成字大谷峯、字大谷、字山峯、字上金井谷峯、字狐ヨゴ、字茂九郎持峯、字上神原及び字叶林、倉谷字荒田、字原屋敷、字引地、字上中田、字西中田、字講屋敷、字代古屋、字客ノ前、字法眼田及び字東谷平ラ、小竹字上鷹ノ尾、字仁蔵兵衛、字繩手ノ下タ、字上宮尾平ラ、字下宮尾平ラ、字上宮尾及び字下西谷平ラ、東坪字棚田、字棚田ノ上、字上中峯、字中林及び字東大ヨゴ、西坪字岩屋谷、字上馬山谷、字箱根谷、字中々畝、字上中畝、字下奥谷、字下馬駄ヶ峯、字清代田及び字上高尾原、名和字中狼谷、字中畝、字中疇、字大谷、字西菖蒲谷、字五輪東ノ下、字上菖蒲谷、字小谷、字東八重谷、字西八重谷、字衣裳谷、字小三林、字乙ヶ谷、字東穴田、字河掘、字上飛田、字山崎、字飛田及び字宮ノ下、加茂字飛田、門前字倉垣、字若宮、字上屋敷、字俊谷、字菖蒲田、字鎮守山、字下大畑、字岡ノ前、字瀧ノ前、字下長野、字中長野及び字長野、古御堂字水谷、字新林、字上前場、字金蔵ヶ平ル及び字前澤、茶畑字谷田、字片吹、字啓造、字六反田、字塚田及び字上ノ垣、押平字中笹尾、字上笹尾、字笹尾山、字尾無、字小坂平ル、字橋詰、字下中屋敷、字大明、字中田、字塚田、字前塚田及び字上ノ田、所子字押平道ノ上、字押平道、字中河原、字甲原、字更田及び字宮側、平木字宮川、字小澤及び字上向神田、清原字中千萬、字中坪、字下河原、字本堂及び字大仙原、唐王字上神田、字大窪田及び字木町、稲光字宮ノ上、妻木字實光、字八幡前、字澤田、字坪根垣、字法大神、字折居、字森田、字向田、字大谷口及び字文殊ノ前、富岡字竹造、字谷、字播磨洞、字仙谷及び字池下並びに安原字五反田、字山崎、字細道、字山下、字孫市、字溝尻、字寺内境、字朝引、字的場、字太田、字北尾境及び坊川並びに米子市淀江町福岡字分田、字鯖田、字隅田、字新地道、字学堂、字倉常及び字寺田

(2) 淀江都市計画道路3・5・1号今津福岡線

変更する部分

西伯郡大山町安原字大垣、字朝引、字寺内境、字北尾境及び字溝尻並びに米子市淀江町今津字岸ノ前、字塚田、字八反田及び字上谷、福岡字鯖田